

## 東大阪市管理不全な空き家に係る緊急措置協力業者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例（以下、「条例」という。）第22条第1項に基づき、東大阪市が実施する管理不全な空き家に係る緊急措置について、速やかに協力できる業者を登録することにより、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 緊急措置

市が依頼する必要最小限の措置をおこなうことをいう。

#### (2) 緊急措置協力業者

緊急協力を行おうとする意思を持つ業者であって、次条に定める要件を満たす業者として登録するものをいう。

### (登録要件)

第3条 自発的かつ迅速確実に協力する意思を持つ事業者のうち、次の各号に定める要件を全て満たすものを緊急措置協力業者として登録する。

- (1) 本市の工事に係る入札参加有資格者名簿（業種：建築）に登録されていること。
- (2) 市内業者（市内に本店がある）であること。
- (3) 緊急措置の実施依頼を受けた場合、1時間以内に現場到着できること。

### (登録申請の方法)

第4条 登録申請の方法は次のとおりとする。

- (1) 登録申請受付の告知は、市のウェブサイトに掲載し行うものとする。
- (2) 受付期間は毎月1日から15日（閉庁日を除く）までの、開庁時間内とする。
- (3) 登録の申請をしようとするものは、前号に規定する受付期間内に緊急措置協力業者登録申請書を市へ提出するもの。
- (4) 市長は受付期間内に提出された登録申請書により審査を行い、登録要件に合致したものに緊急措置協力業者登録証を交付する。
- (5) 登録した緊急措置協力業者の名簿は市のウェブサイトにおいて公開する。
- (6) 登録申請の受付について、緊急措置協力業者に一定の登録があったものと市が判断した場合、中止することができる。また、登録の必要が生じた場合は、再開するものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録時における緊急措置協力業者の工事に関する入札参加有資格者名簿（業種：建築）の有効期間（最長3年間）とする。

(緊急措置協力業者の役割)

第6条 緊急措置協力業者は、緊急措置の実施依頼に対し速やかに対応すること。

(実施依頼の手続き)

第7条 市長は緊急措置協力業者に対し、緊急措置の実施を依頼するときは、緊急措置実施依頼書により行う。また、状況によっては実施後速やかに依頼書を作成し、相互に確認する場合もある。

(緊急措置の実施)

第8条 緊急措置協力業者は前条の依頼があったときは、仕様書に基づき緊急措置を速やかに実施しなければならない。ただし、実施中に二次災害の危険が生じたとき又はその恐れがあると判断したときは直ちに中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避を行うとともに、空家対策課に連絡し、指示を仰がなければならない。

(経費の負担)

第9条 緊急措置に要した費用(以下「経費」という。)は、市が支払うものとする。

(ただし、条例第22条第3項の規定により緊急措置の費用負担はその所有者に求める。)

2 経費の算出方法については、緊急措置実施時における当該地域の適正価格を基準として、協議のうえ定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 緊急措置協力業者は緊急措置実施完了後、緊急措置完了届に位置図及び記録写真を添えて経費を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がされたときは、内容を精査確認し、速やかに経費を支払うものとする。

(登録の取消し及び変更)

第11条 次の各号に該当する場合は、緊急措置協力業者登録取消通知書により登録を取り消すものとする。

(1) 複数回連続して緊急措置の実施依頼に応じられないとき。

(2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

2 緊急措置協力業者は、登録の抹消を希望するとき又は登録内容に変更を生じたときは、緊急措置協力業者登録変更・廃止届出書を市に提出する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。